

第3章 大規模な火事災害対策計画

町内において、多数の死傷者等の発生する大規模な火事災害が発生した場合の、関係機関がとるべき対策について次のとおり定める。

第1節 災害予防

第1 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを推進するため、建物等の耐震・不燃化の促進や防火体制の強化等に努める。

1 災害に強いまちの形成【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

○また、ヘリコプターの緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

（1）消防用設備等の整備及び維持管理【西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、多数の者が出入りする事業所、病院等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

（2）建築物の防火管理体制【西南広域消防本部、事業者】

○消防本部主催による防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所、病院等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実【水戸地方気象台】

水戸地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡【町、防災関係機関】

○町をはじめとする防災関係機関は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

○なお、機動的な情報収集活動を行うため、車両をはじめとする情報収集手段をあらかじめ整備するとともに、緊急時には県のヘリコプター等を活用できる体制を整備する。

(2) 情報の分析整理【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害リスクの周知等に活かす。

(3) 通信手段の確保【町、西南広域消防本部、防災関係機関】

○非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制【町、防災関係機関】

○町をはじめとする防災関係機関は、それぞれの機関において、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的な習熟を図るよう定期的に訓練を行う。

(2) 防災関係機関相互の連携体制【町、防災関係機関】

○減災への重要な事項となることから、各関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結など平素からの連携強化に努める。

○また、現在締結している「災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）」、「茨城県広域消防相互応援協定（県内全消防本部）」及び「災害時の情報交換に関する協定」をもとに、更に具体的かつ実践的な連携体制の強化に努める。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え【西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努める。

○また、西南広域消防本部は、県や自衛隊の資機材及び他消防署の資機材の保有状況等を相互に把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 医療活動への備え【県、町、医療関連機関】

○災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3「医療救護活動」を準用する。

(3) 消火活動への備え【町、西南広域消防本部】

○本町では、茨城県地震被害想定により最大震度6強の揺れに見舞われる想定となっていることから、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然

水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え【県、町】

○発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

○町及び道路管理者、県警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に交通誘導を要請するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 避難収容活動への備え【町、西南広域消防本部】

(1) 避難誘導

○町及び西南広域消防本部は、避難場所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(2) 避難場所

○町及び西南広域消防本部は、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、町民への周知徹底に努める。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、県や報道機関との連携を図る。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第4 防災知識の普及

1 防災知識の普及【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用して町民の防災知識及び意識の普及啓蒙を図る。

2 防災関連施設等の普及【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、町民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努める。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報収集・連絡

1 災害情報の収集連絡【町、防災関係機関】

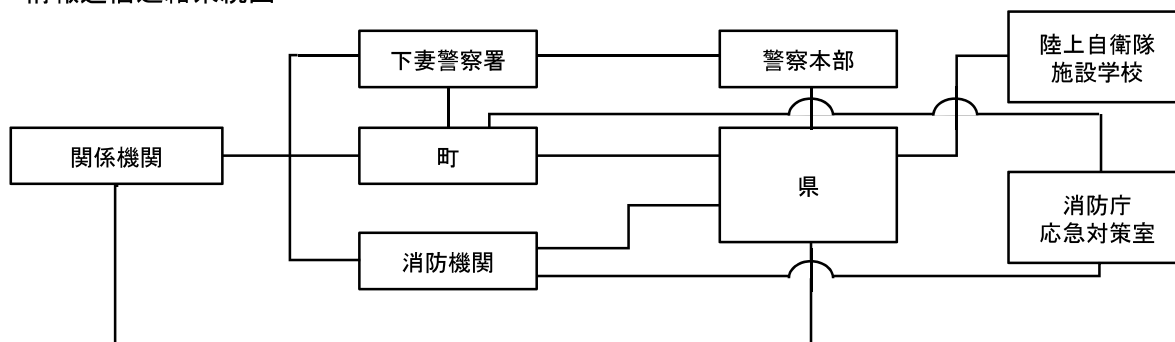
(1) 大規模火災発生情報等の収集、連絡

○町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

○大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
県	消防安全課	029-301-2896（昼）	
	防災・危機管理課	029-301-2885（夜間）	
下妻警察署		0296-43-0110	

(3) 応急対策活動の情報

○町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

2 通信手段の確保【町、防災関係機関、電気通信事業者】

○町をはじめとする防災関係機関は、災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

○職員配備の決定基準は、大規模な火事災害の状況等により次のとおり定める。

体制	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	大規模火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により町長が必要と認めた場合	あらかじめ定める 防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合、又は、その他の状況により町長が必要と認めた場合	大規模火災応急対策が円滑に行える 体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員の動員配備体制の決定【町】

①警戒体制

○火災の延焼情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する西南広域消防本部長及び総務部長の報告に基づき、町長が配備体制区分の決定基準（第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」）に基づき決定する。

②非常体制

○西南広域消防本部長及び総務部長の報告に基づき町長が体制を決定する。

③上記①、②の決定者及び決定者が不在かつ連絡不能な場合の代行者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者 1	代 行 者 2
警戒及び非常体制	町 長	副 町 長	総 務 部 長

(3) 職員の動員【町】

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」を準用する。

(4) 災害対策本部等の設置基準等【町】

①災害警戒本部設置基準

- ア 火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

②災害警戒本部廃止基準

- ア 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

③災害対策本部設置基準

- ア 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合

④災害対策本部廃止基準

- ア 大規模な火事災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等【町】

○第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画
第2「組織計画」に準ずる。

2 県の活動体制【県】

○大規模火災発生時における県の活動体制は、茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 広域的な応援体制【国、県、町、隣接市町】

○町内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1「他の公共団体等に対する応援要請」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

4 自衛隊の災害派遣【県、町、自衛隊】

○自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」に準じて要請する。

第3 救急救助、医療及び消火活動

1 救助・救急活動【町、防災関係機関】

○町をはじめとする各防災関係機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請する。

2 資機材等の調達等【防災関係機関】

○活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動【県、町、医療関連機関】

○発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5「応急医療救護」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行う。

○また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

4 消火活動【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、町が被災地以外の場合、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 避難の受入れ

1 避難誘導の実施【町、県警察本部、自衛隊】

○町は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、町民等の避難誘導を行う。

2 避難場所【町】

○町は、発災後、必要に応じ速やかに避難場所を開設する。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、町民、避難者、民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行う。

3 要配慮者への配慮【町】

○町は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

第5 施設及び設備の応急活動【町、各種施設管理者】

町及びその他の施設管理者は、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動【町、放送事業者、通信社、新聞社】

○町は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

○この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要 | ・避難指示及び避難先の指示 |
| ・町民等への協力依頼 | ・その他必要な事項 |

2 関係者からの問合せに対する対応【町】

○町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問合せに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保【町、道路管理者】

- 町及び他の道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。
- また、必要な場合は、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を県警察本部に対して要請する。

第8 防疫及び遺体の処理【県、町、保健福祉部、医療関係機関】

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去」及び第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 第5「行方不明者の搜索及び遺体の処理」に準じて実施する。